

事業主の皆さまへ

長野県無料職業紹介のご案内

長野県では、各地域振興局商工観光課に就業支援デスクを設け、障がい者等の就職が困難な方々を対象に無料職業紹介・就職支援サービスを行っています。

事業主様には、これらの方々の雇用に対しご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

長野県が行っている無料職業紹介の概要

対象者：障がい者、発達障がい者、難治性疾患患者、ひきこもりの状態にある方、中国帰国者、ひとり親家庭の父母、子育て中の女性

県下10地域振興局商工観光課において、ハローワークの求人情報も活用しながら、就業支援サービスを提供する無料職業紹介を行っています。

配置地域	佐久	上田	諏訪	上伊那	南信州	木曾	松本	北アルプス	長野	北信
女性・障がい者等就業支援デスク (無料職業紹介・就業支援サービス)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
求人開拓員 (就業相談・求人開拓・紹介・定着支援)	○			○	○		○		○	
保健福祉事務所 就業支援員 (ひとり親家庭の父母等の就業支援)		○		○			○		○	
女性就業支援員 (子育て中の女性等の就業支援)	○	○	○	○	○		○		○	○

配置のない地域においても、他の地域がカバーをしながら、全県をあげて全般的な就業支援を行っています。

職業相談

求職者に対し就職の相談を行い、職業選択や訓練などが効果的にできるようアドバイスします。

求人開拓

求人開拓員が企業を訪問し、求職者の状況や能力などについて説明し、雇用の検討をお願いします。

紹介・就職

紹介状を作成するとともに、必要に応じ企業見学や採用面接の際に求職者に同行し、説明を行います。

定着支援

安定した就労が続くよう本人の希望により、関係機関や地域の支援機関との連携を行います。また、事業主からの相談にも応じます。

※ 民間企業(45.5人以上規模)での障害者の法定雇用率は2.2%となっております(平成30年4月1日～)

県では、就業支援、生活支援に関して各関係機関と連携を図っております。

※主な連携機関

障害者総合支援センター(障害者就業・生活支援センター)、長野障害者職業センター、発達障がい者支援センター、難病相談支援センター、生活就労支援センター(まいさぼ)、保健福祉事務所福祉課、福祉関係行政機関、就労支援施設 等

雇用にあたっての支援制度等

●障害者トライアル雇用助成金〔障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース〕

(取扱機関:ハローワーク) ※地域振興局でも取扱いを行っています

障がい者を一定期間雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、障がい者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図る。

※支給対象期間 トライアルコース:最長3か月間(精神障害者は最長6か月間)

短時間トライアルコース:最長12か月間

※助成金支給額(トライアルコースを実施した事業主で一定の要件を満たした場合に助成金を支給します。)

トライアルコース:対象者1人当たり月額最大4万円(最長3か月間)、精神障害者を初めて雇用する場合は雇用開始から3か月間は月額最大8万円、4か月目以降は月額最大4万円

短時間トライアルコース:月額最大4万円

●特定求職者雇用開発助成金〔特定就職困難者コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース〕

(取扱機関:ハローワーク) ※地域振興局でも取扱いを行っています

障がい者等を雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を一定期間助成します。()内は中小企業事業主に対する助成内容

	対象労働者	支給額	助成対象期間
短時間労働者以外	①母子家庭の母等、中国帰国者 等	50 (60)万円	1年
	②下記③の重度障がい者を除く、身体・知的障がい者	50 (120)万円	1年(2年)
	③重度身体・重度知的障がい者、45歳以上の身体・知的障がい者、精神障がい者	100 (240)万円	1年6ヶ月(3年)
	④発達障がい者・難治性疾患患者	50 (120)万円	1年(2年)
短時間労働者	⑤母子家庭の母等、中国帰国者 等	30 (40)万円	1年
	⑥身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者	30 (80)万円	1年(2年)
	⑦発達障がい者・難治性疾患患者	30 (80)万円	1年(2年)

●事業税(県税)の軽減措置 (取扱機関:県税事務所)

障がい者、母子家庭の母等を雇用している事業者の事業税(法人・個人)を減額します。

対象者	要件	減税の内容
障がい者の雇用に取り組む事業者	法定雇用率を達成している、常時雇用労働者が100人以下の法人又は個人事業者で、平成31年4月1日から令和4年3月31日の期間内に新たに障がい者を雇用した場合	雇用期間に係る年度又は年1/10に軽減 上限額 1人以下 50万円 1人超2人以下 75万円 2人超 100万円
母子家庭の母等の雇用に取り組む事業者	法人又は個人事業者で、平成31年4月1日から令和2年3月31日の期間内に新たに母子家庭の母又は父子家庭の父を雇用した場合	雇用期間に係る年度又は年1/2に軽減 (30万円を限度)

●障害者雇用納付金制度に基づく助成金(取扱機関:独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構長野支部 高齢・障害者業務課)

事業主が障がい者の雇用に伴い施設・設備の設置又は整備や雇用管理を行う場合、週10~20時間未満で働く障がい者を雇用する場合に、これらの事業主に対して助成金を支給します。

※この助成金の詳細は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ(<https://www.jeed.or.jp/>)をご覧ください。

●ジョブコーチによる支援事業 (取扱機関:ハローワーク、長野障害者職業センター)

ジョブコーチ(職場適応援助者)が職場に出向いて、障がい者が職場に適応できるよう、作業遂行力の向上や職場でのコミュニケーションを改善するための支援などを行います。

また、支援期間終了後も安心して働き続けられるようにフォローアップを行います。

※支援期間:1~8か月(ジョブコーチ派遣に係る費用負担はありません。)

●障がい者民間活用委託訓練事業 (取扱機関:南信工科短期大学校及び長野・松本・佐久の各技術専門学校)

障がい者の実践的な職業能力の開発・向上を目的とした訓練を、企業の現場を活用して実施します。

※訓練期間:原則3か月以内

※委託先の企業に対しては、規定額内で県から委託料が支払われます。

実際に助成金を受給するためには、制度ごとに支給要件等が定められています。

詳しくは、以下に記載のお近くの地域振興局にお問い合わせください。

お問い合わせ先

★各地域振興局商工観光課

地域振興局	電話番号	Eメール	地域振興局	電話番号	Eメール
佐久	0267-63-3157	sakuchi-shokan@pref.nagano.lg.jp	木曾	0264-25-2228	kisochi-shokan@pref.nagano.lg.jp
上田	0268-25-7140	uedachi-shokan@pref.nagano.lg.jp	松本	0263-40-1932	matsuchi-shokan@pref.nagano.lg.jp
諏訪	0266-57-2922	suwachi-shokan@pref.nagano.lg.jp	北アルプス	0261-23-6523	kitachi-shokan@pref.nagano.lg.jp
上伊那	0265-76-6832	kamichi-shokan@pref.nagano.lg.jp	長野	026-234-9527	nagachi-shokan@pref.nagano.lg.jp
南信州	0265-53-0431	minamichi-shokan@pref.nagano.lg.jp	北信	0269-23-0219	hokuchi-shokan@pref.nagano.lg.jp

★県庁産業労働部 労働雇用課

TEL:026-235-7201 FAX:026-235-7327 Eメール:koyotai@pref.nagano.lg.jp

R0204